

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	生駒市

## 生駒市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 生駒市 地域活力創生部 農林課  
所在地 生駒市東新町8番38号  
電話番号 (0743)74-1111 内線2161  
FAX番号 (0743)74-9100  
メールアドレス nourin@city.ikoma.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	生駒市全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	水稻・野菜・豆類 ・いも類	1,214	104
アライグマ	水稻・野菜	141	4
合計		1,355	108

### (2) 被害の傾向

#### ●イノシシ

市内全域の農地において被害が発生し、市街地においても、目撃情報が度々報告されている。農作物被害としては、秋期における収穫前の水稻の踏み倒し、いも類や野菜などの食害が発生している。令和3・4年度は豚熱の影響もあり被害は減少したが、令和5年度以降はイノシシの捕獲数も豚熱発生以前に近くなっている。

#### ●アライグマ

市内全域で農作物被害が発生しており、夏野菜(主にスイカ・トウモロコシ)を中心に食害がある。令和6年度の捕獲頭数は、近年の1年平均より2倍近く増加しており、生活環境被害も相次いで発生している。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額(千円)	イノシシ 1,214 アライグマ 141	イノシシ 849 アライグマ 98
被害面積(a)	イノシシ 104 アライグマ 4	イノシシ 72 アライグマ 2

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家区長又は自治会長からの要望により、イノシシの捕獲檻を設置し、獵友会による殺処分を行っている。</li> <li>狩猟免許取得及び捕獲檻購入にかかる費用について、補助制度を設け、狩猟免許取得者及び捕獲檻数の増加を図っている。</li> </ul> <p>狩猟免許取得補助</p> <p>令和5年度 1名 令和4年度 1名 令和3年度 1名</p>	有害鳥獣捕獲許可数は増加しているが、申請者の高齢化も進んでいる。また、捕獲許可を取得している者に依頼が集中し、心理的・身体的負担が増加していることも課題。これにより、対策が十分に行き届かなくなる可能性がある。
防護柵の設置等に関する取組	<p>防護柵の設置については「生駒市有害獣被害防止対策事業補助金等交付要綱」に基づき、普及推進を図っている。</p> <p>防護柵補助</p> <p>令和5年度 39件 令和4年度 30件 令和3年度 32件</p>	耕作放棄地が点在することで、防護柵の設置範囲や計画を決める際に、地域全体での合意形成が難しくなる可能性がある。
生息環境管理その他の取組	勉強会の開催等により、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及に取り組んでいる。	放任果樹などによる餌の供給がイノシシや他の野生鳥獣の個体数増加を引き起こし、地域全体での被害リスクが拡大する。

#### (5) 今後の取組方針

被害状況に応じて防護柵の設置や箱わな等による捕獲・駆除を中心に取り組んできたが、被害は増加しており、近隣の2町とともに設置した信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会において、対策等について検討している。 引き続き、「許可申請者の高齢化防止」・「耕作放棄地・放任果樹の減少」に取り組んでいく。 アライグマに関しては、「生駒市アライグマ防除実施計画」に基づき、引き続き効果的な駆除を図るとともに、捕獲檻の貸し出しを行うことにより、市内全域で被害軽減に取り組む。
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

##### ・イノシシ

被害農家からの報告に基づき、(一社)奈良県猟友会生駒支部・有害鳥獣捕獲許可所持者による有害鳥獣捕獲を行なう。また、市職員で構成された鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲の補助活動や、地元要望に応じた適切な捕獲檻の配置を行なう。

##### ・アライグマ

「生駒市アライグマ防除実施計画」に基づき、市民自らが捕獲従事者として自己所有地内での捕獲活動を行なう。ただし、アライグマの出没数が多く、個人での捕獲活動が困難な場合は、(一社)奈良県猟友会生駒支部による有害鳥獣捕獲を併せて行なう。また、信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会で購入した捕獲檻を貸し出し、捕獲活動を推進している。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7～9年度	・イノシシ ・アライグマ	被害防止に関する情報発信を隨時行い、地域住民への理解・担い手を確保し、農作物被害額を令和9年度で令和5年度比30%削減する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の考え方

###### ○イノシシ

「奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第5次)」を参考に、近年の捕獲実績に基づき捕獲数を設定

###### ○アライグマ

アライグマは特定外来生物であり、地域から可能な限り排除するため、近年の捕獲実績等を考慮して捕獲数を設定

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	170頭 (狩獵期間を含む)	170頭 (狩獵期間を含む)	170頭 (狩獵期間を含む)
アライグマ	200頭 (狩獵期間を含む)	200頭 (狩獵期間を含む)	200頭 (狩獵期間を含む)

捕獲等の取組内容
○イノシシ(実施場所：市内全域) 通年において、農地や市街地で出没を繰り返し、被害が発生しているため、主に箱わなやくくりわなによる捕獲を積極的に実施する。
○アライグマ(実施場所：市内全域) 捕獲檻を使用した捕獲を積極的に実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシに対してくくりわなを使用する場合、止め刺しでは箱わなを使用する場合と比較して人身被害の危険性が高まるため、獲物と距離を置いて仕留められる銃猟は有効である。銃を使用して捕獲活動を行う際、周囲に危険物がないか十分注意するよう確認している。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
\	\

### 4. 防護柵の設置等に関する事項

#### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	本市の補助金等を活用して設置する柵に関しては、日常管理・補修が侵入防止に効果的である旨を案内する。	同左	同左

#### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	本市の補助金等を活用して設置したものに関しては日常管理・補修を実施してもらう。	同左	同左

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7～9年度	イノシシ アライグマ	イノシシ捕獲檻は、要望に応じてどこでも設置するのではなく、既設の捕獲檻との距離等を考慮し、効果的な捕獲が行えるように取り組む。農家区単位での勉強会では、イノシシ・アライグマの習性を学び、正しい知識を身につけてもらう。また、空き家についても情報共有をしてもらい、被害が発生する前に手を打てるよう準備をする。令和4年度からは市内の小学生に向けた獣害に関する出前授業を展開している。

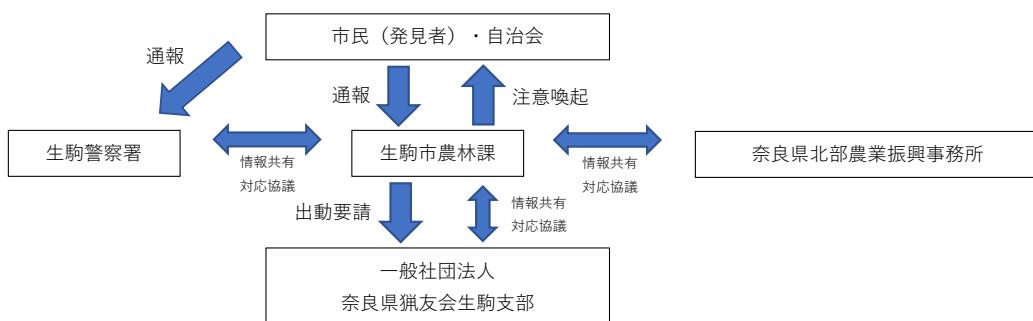
## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
生駒市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害軽減のための各種活動</li> <li>・有害鳥獣捕獲駆除の補助</li> <li>・自治会・農家区への周知</li> </ul>
生駒警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の安全を図る</li> <li>・有害鳥獣捕獲駆除の補助</li> </ul>
一般社団法人 奈良県猟友会生駒支部	・有害鳥獣捕獲の実施
自治会	・地元住民への周知

### (2) 緊急時の連絡体制

生駒警察署と連絡を取り合い現場に向かう。その際、状況によっては、(一社)奈良県猟友会生駒支部にも出動要請をかけ、地元自治会にも周辺住民に注意喚起を行うよう呼びかける。



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、(一社)奈良県猟友会生駒支部や有害鳥獣捕獲許可所持者により殺処分後、一部イノシシでは食肉処理(自家消費)を行うが、それ以外は、周辺環境を考慮しながら埋却若しくは、焼却処理を行う。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状は、個人単位による自家消費が行われている。より多くの狩猟免許取得者がジビエ活用に取り組める方法を今後検討したい。
ペットフード	現状で把握している利用等はないが、生駒市で活用できそうな方法を今後検討したい。
皮革	現状で把握している利用等はないが、生駒市で活用できそうな方法を今後検討したい。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状で把握している利用等はないが、生駒市で活用できそうな方法を今後検討したい。

### (2) 処理加工施設の取組

整備の予定なし。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用の人材育成の取組

猟友会支部長へ、会員に対して捕獲したイノシシの正しい処理・加工方法の周知に取り組んでもらうように働きかける。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
生駒市・平群町・三郷町	<ul style="list-style-type: none"><li>・野生鳥獣の適切な保護・管理</li><li>・被害防止対策の実施に関する事業</li><li>・各種補助事業とその推進</li><li>・有害鳥獣被害対策に係る情報提供</li></ul>
奈良県北部農業振興事務所	<ul style="list-style-type: none"><li>・有害鳥獣被害対策に係る情報提供と技術指導</li></ul>

奈良県農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地被害状況に関する情報提供</li> <li>・営農指導における被害防除活動</li> <li>・被害軽減のための各種活動</li> </ul>
-----------	---

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣に関する情報の連絡</li> <li>・地元住民への協力依頼</li> </ul>

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

生駒市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、平成25年11月1日に設置された。市職員で構成され、有害鳥獣の捕獲補助等、被害防止に関する施策を実施している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、対策を推進する。関係団体や地元農家区等においても啓発活動を行ない、地域ぐるみでの取り組みを進める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし